

交通安全情報

R4・2
警視庁交通部



確認しましょう！

自転車に子どもを乗せるときのルール

できる



前後なし、
おんぶ



前に1人、
おんぶ



後に1人、
おんぶ



前後1人ずつ

できない



抱っこ



前後一人ずつ、
おんぶ

16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗せる場合には、「**幼児2人同乗用自転車**」（運転者のための乗車装置及び特別の構造又は装置を有する自転車）を使用しなければなりません。

（道路交通法第57条、
東京都道路交通規則
第10条）

ポイント① 抱っこで子どもを乗せるのは危険です！

子どもを抱っこして自転車に乗せることは違反であり危険です。

ポイント② シートベルトは必ず着用しましょう！

子どもを自転車の座席に乗せる場合は、安全のためシートベルトを確実に着用して下さい。

ポイント③ 子どもにヘルメットをかぶせましょう！

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。（道路交通法第63条の11）

父母又はその他の保護者は、保護する児童にヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければなりません。

（東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第15条）



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

警視庁
お役サイト

TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>

